

財務省告示第百九十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成十九年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年五月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	・二七トン
四	一、三四一トン
五	トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
二 トン	三五 トン	五二 トン	六、 三七 トン	トン	トン	七六、 一八 トン	一四、 七 トン	四八、 六一 七トン	八、 一四 六トン	五二 七トン	トン	二、 九二 トン	トン	トン	三 トン

二九	五四トン
二八	トン
二七	三三トン
二六	三四トン
二五	トン
二四	一トン
二三	二二トン
三三	一トン
一一	一、四七二トン